

第5章 都市整備方針

1. 土地利用の方針

1-1 基本的な考え方

居住・就業の場、にぎわいなどの機能がバランス良く配置された、利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを継続していくため、都市機能集積地区、歴史的街並み形成地区、住宅地区、商業業務地区、工業業務地区及び農業振興地区を位置づけ、地区の特性に応じながら適正な土地利用を図ります。

特に都市機能集積地区は、古くより本市の中心として栄えてきた本町地区周辺、公共交通の利便性に優れた JR 野々市駅周辺及び行政の中心となる市役所周辺において、行政、介護・福祉、子育て、教育・文化及び商業機能など必要な都市機能の集積により、本市の活力、魅力の向上と市民の生活利便性の維持・充実に努めます。

1-2 土地利用の方針

(1) 都市機能集積地区

- 本市における文化、公共交通、行政の3つの明確な拠点を形成しながら連携し、都市機能が集約されたコンパクトで歩いて暮らせる都市構造を図るため、本町地区周辺、JR 野々市駅周辺、市役所周辺を都市機能集積地区として位置づけます。
- 本町地区周辺は、商業の活性化や資源の活用及び市民の交流や生涯学習の展開により、歴史性豊かでにぎわいのある中心地の形成を目指します。
- JR 野々市駅周辺は、鉄道駅の立地及びバスターミナルとしての公共交通の利便性を活かした商業などの活性化を目指します。
- 市役所周辺は、行政の中心として施設の再編や集約化を図りながら、将来人口推計にあわせた行政、子育て、介護福祉などの都市機能配置により、市民の生活利便性のさらなる向上を図ります。

(2) 歴史的街並み形成地区

- 都市機能集積地区に含まれる本町通り周辺は、歴史的建築物が残されている地区です。この地区は、既存の歴史的建築物及び樹木などの景観資源や街道空間の保存・活用、街並みの景観形成によりにぎわいと交流のある歴史的街並み形成地区としての誘導を図ります。

（３）住宅地区

- 市街地の住宅地は、住居環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、良好な住宅地の維持向上を図るために適切な用途地域を検討・指定します。
- 市街地に点在する空き家や、低未利用地は、適正管理及び有効利用を促し、良好な居住環境の形成を推進します。
- 市街化区域内に点在する農地は、農産物を供給する機能や防災の機能、良好な景観形成の機能など多面的な役割を担う都市の緑として、適切な保全や活用に努めます。
- 今後住宅地として新たに行う土地開発においては、地区計画などの制度を活用し、一定のルールに基づく美しい街並み形成や緑化などによる質の高い住環境の整備を推進します。

（４）商業業務地区

- 市街地内を通る都市計画道路などの沿道地区は、車や公共交通でのアクセスの良さを活かした店舗やサービス施設などの商業業務施設の立地を促進し、地域の生活利便性の向上とにぎわいのある沿道型土地利用の誘導を図ります。

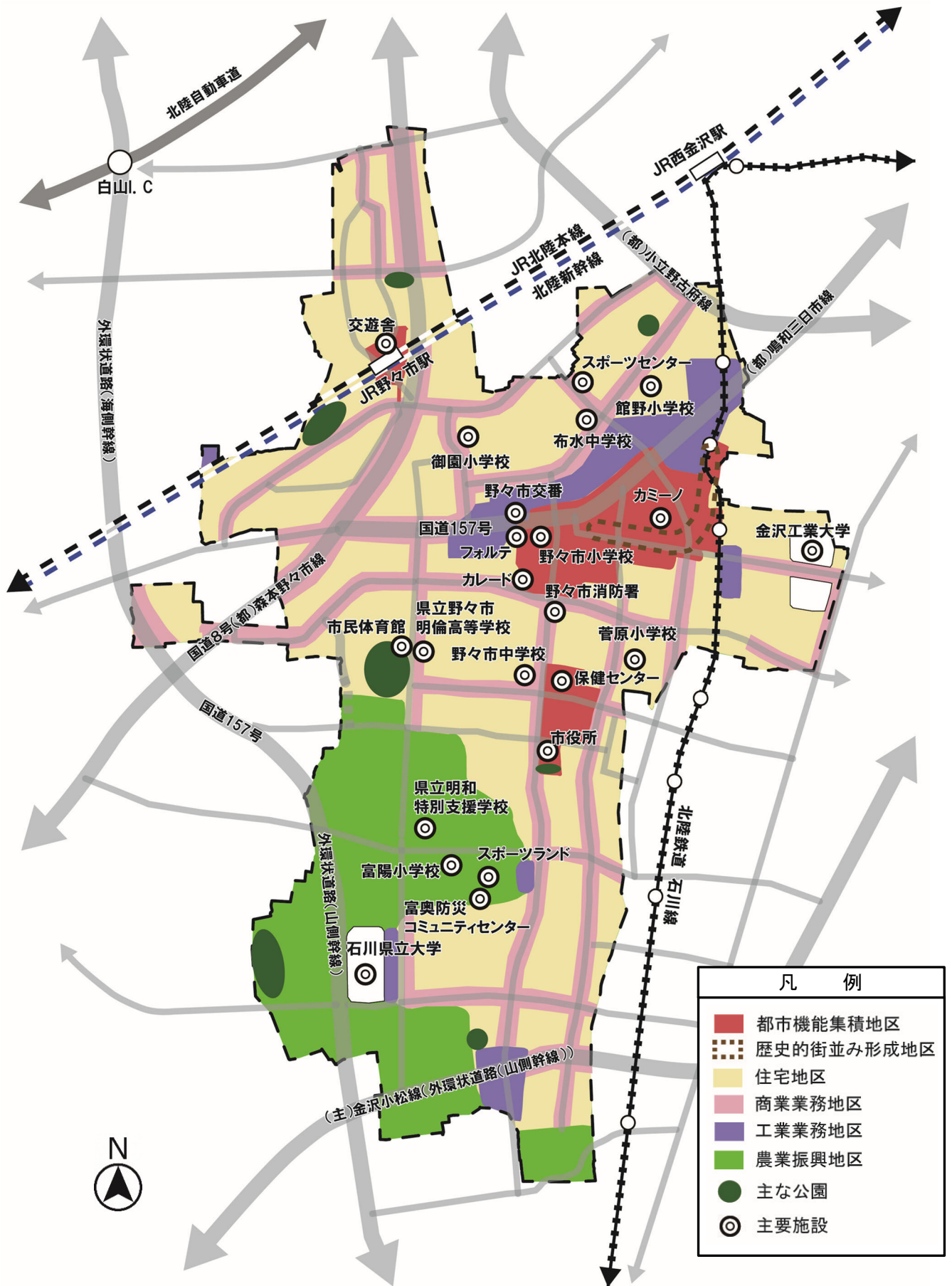
（５）工業業務地区

- 市街地内の既存工業施設が比較的多く点在している地区は、地域の産業経済を支える貴重な職住近接型の就業基盤として捉え、市内における工業施設や業務施設の集積地として位置づけます。
- 石川県立大学周辺地区においては、研究開発型企业などが立地する産・学・官の連携による本市の発展に寄与する新産業創出の拠点としての土地利用の誘導を図ります。
- 住宅と工場などが混在して立地する地区に対しては、実際の土地利用状況を見極めながら、適正な用途地域への見直しなども含めた検討を行います。

(6) 農業振興地区

- 農地を生産基盤のみならず、農業体験などの教育的な価値を担うことや快適な都市生活を享受するための不可欠な要素として捉え、農業の振興・活用を図ります。
- 既存集落は、景観の保全などとの調和を図りつつ、新たな野々市ブランドの創出や農業就業の場づくりなどのために、適正かつ部分的な開発を検討し、農業の振興・活用を図ります。
- 農業就労の場づくりのための農業関連施設を、交通の利便性を考慮した位置に配置します。
- 地区内の既存集落や住宅団地は、周辺環境と調和のとれた良好な住環境の確保を図ります。
- 水害防止の観点から、貯水という農地が有する付加的機能を有効活用するなど、防災上の利用策について検討を進めます。

【土地利用方針図】



2. 市街地の整備方針

2-1 基本的な考え方

本市固有の歴史・文化資源など、既存ストックを活用しながら、快適な居住環境の維持・向上を図ります。

また、将来人口推計に基づき、市街地の整備の検討を図るとともに、長期的には人口規模に応じた市街地規模へと高密度化・集約化を図ります。

2-2 整備方針

(1) 良好な市街地環境の形成

- 都市基盤の整備が不十分な地区や古くに整備された地区は、地区計画の導入や道路の改良などにより、市街地環境の改善を図ります。
- 一団の未利用地は、地区に応じた市街地整備手法を導入し、居住環境の改善や土地の有効利用に努めていきます。
- 景観や防災・防犯上悪影響を及ぼす恐れのある空き家や点在する未利用地は、適切な維持管理を図ります。
- 商業施設などは、景観整備や交通渋滞の防止、また住宅隣接部の緑化などにより、周辺の住環境との調和を促進します。

(2) 公共施設の有効利用

- 公共施設の長寿命化を推進し、適切な維持管理と計画的な改修を行います。また、施設の整備・管理について、民間活力の活用により効率的かつ効果的な公共サービスの提供を検討します。

(3) 適切な用途地域の設定

- 良好な市街地の形成を誘導するため、用途地域は地域の実情に応じて適切に設定し、必要に応じて地区計画などを併せて定めることで、地域にあった土地利用の規制・誘導の実現を図ります。

（４）バリアフリー環境整備

- 高齢者、障害者などが、安全・快適に日常生活が送れるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、歩道、公園、福祉施設、公共施設などにおける通路幅員確保、段差解消、通路勾配の改善、エレベーター設置、トイレの改善などバリアフリー環境の整備を促進します。
- 通学路の安全対策、歩行者が安全に歩ける都市づくりの推進とともに、都市公園の遊具などの安全対策の徹底を図るなど、子どもがのびのびと安全に成長できる環境づくりを推進します。

（５）本町地区の活性化

- 本町地区の歴史的街並み形成地区は、街並みの保全・活用や歩けるまちづくりを推進することにより、魅力向上を促進します。
- 地区内に見られる空き家・未利用地は、住宅や店舗あるいは観光関連施設などとして積極的に利活用を図るなど、地区の活性化を推進します。

（６）計画的な市街地整備の推進

- 実施中の土地区画整理事業及び近年市街化区域へ編入された地区は、地区計画などにより計画的に整備を推進します。
- 上記の整備状況や今後の人口推計の動向を踏まえながら、適正な市街地規模を検討します。

3. 交通体系の整備方針

3-1 基本的な考え方

本市内外の円滑な交通流動を促す道路ネットワークを形成するとともに、歩行者などが安全で快適に移動できる人にやさしい交通環境の形成を目指します。

また、公共交通のさらなる利便性向上や自転車の利用促進を図りながら、環境にやさしい交通環境の形成を目指します。

3-2 整備方針

(1) 道路の整備方針

① 広域幹線道路の整備推進

- 近隣都市を結ぶ広域的な交通機能を担う幹線道路として、以下の路線を「広域幹線道路」として位置づけます。
 - 国道 8 号（都市計画道路 森本野々市線）
 - 国道 157 号（都市計画道路 鳴和三日市線）
 - 外環状道路（海側幹線）（都市計画道路 金沢鶴来線・大河端松任線）
 - 国道 157 号／主要地方道 金沢小松線（山側幹線）
（都市計画道路 金沢鶴来線・金沢小松線・鈴見新庄線）
 - 都市計画道路 小立野古府線
- 国道 8 号と国道 157 号及び海側幹線の整備は、機能強化や渋滞発生箇所の解消に向けて、関連機関との連携を強化します。

② 地区幹線道路の整備推進

- 市内を格子状に形成しながら広域幹線道路網と連絡し、拠点間を効率よく結びつけることにより、地区相互の交流を促進する重要な路線を「地区幹線道路」として位置づけます。
- 地区幹線道路は、主に都市計画道路を位置づけ、下記に示す各路線の未整備・未改良区間の整備促進を図り、市域の円滑な交通ネットワークを確保します。
 - 都市計画道路 堀内上林線（下林～中林、中林～上林）
 - 都市計画道路 野々市中央公園西線（堀内～下林）
 - 都市計画道路 窪野々市線（本町 2 丁目～本町 4 丁目）

③ 補助幹線道路の整備推進

- 地区幹線道路と生活道路を連絡し、市街地内で発生・集中する交通を円滑かつ安全に流動させる役割を担う路線を「補助幹線道路」として位置づけます。
- 補助幹線道路のうち、下記の路線については、未整備区間の整備充実を推進し、安全で快適な市街地環境の形成を支援します。
 - 都市計画道路 三納下林線（三納～下林）

④ 生活道路の整備推進

- 地域の生活道路の中で幅が狭く交通に支障が生じている路線は、地域住民の合意形成のもとに、隅切り整備や沿道の建物の建て替えにあわせた段階的な拡幅整備を進め、安全で快適な通行環境を目指します。
- 通学路や公共施設の周辺、日常の買い物など、歩行者の多い危険箇所を中心に歩行者に対する安全対策を推進し、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

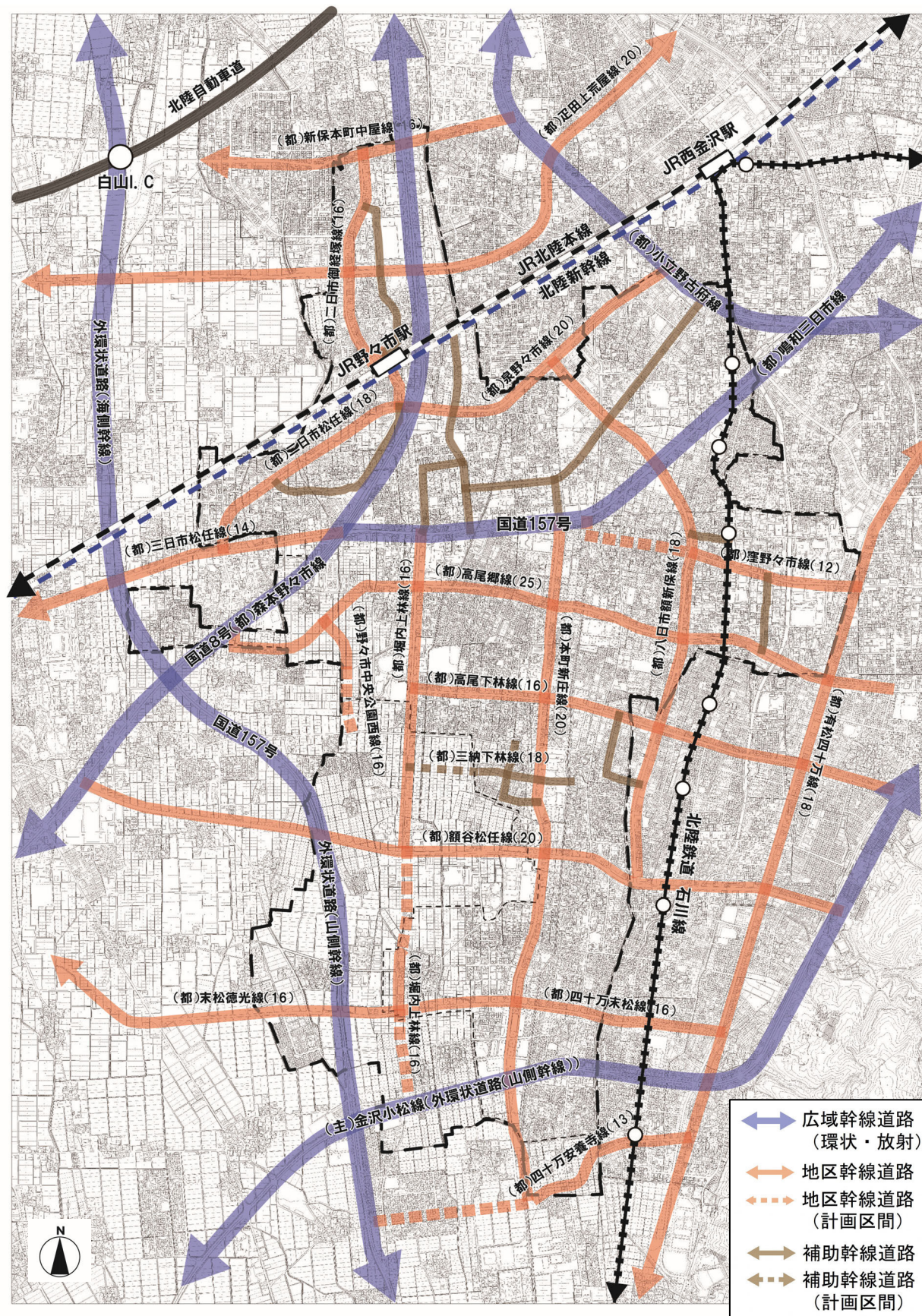
⑤ ゆとりとうるおいあるみちづくり

- 街路樹の植栽などでゆとりとうるおいのある空間づくりに努め、安全で歩きやすい歩道の整備を推進します。
- 環境にやさしく、健康増進や感染症対策にも資する自転車利用の促進を図るため、ゆとりある自転車走行空間の確保に努めます。

⑥ 安全で快適なみちづくり

- 高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全で快適に通行できるように、バリアフリー基準に適合した道路整備を推進します。
- 市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」など、市民参加による道路緑化や美化活動などの取り組みにより快適なみちづくりを促進します。

【幹線道路整備方針図】



(2) 公共交通の整備方針

① JR 野々市駅の機能強化

- JR 野々市駅は、通勤・通学利用が多い駅であり、バス・タクシーの交通結節機能の強化を図るほか、駅周辺の利便性向上を図ります。

② 鉄道、路線バスの充実

- 交通事業者と連携し、運行サービスの維持・活性化と利便性向上を図り、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応した、持続可能な公共交通の実現を目指します。
- 市内の鉄道、路線バスについては、近隣都市をはじめとする関係機関との連携・協力により、公共交通の利用促進を図ります。

③ コミュニティバス「のっティ」・シャトルバス「のんキー」の利便性向上

- コミュニティバス「のっティ」、シャトルバス「のんキー」は、本市の主要な拠点間を結び、市民の日々の暮らしにおける重要な移動手段であるとともに、高齢者などの外出支援の役割も担っており、今後も他の公共交通機関との連携強化や運行ルートの充実を図り、利用者サービスの向上と持続可能な公共交通の実現を目指します。
- ICT 技術を活用したバスの位置情報システムなどを導入し、さらなる利便性の向上を図ります。

4. 公園・緑地の整備方針

4-1 基本的な考え方

市民に憩いとやすらぎを与え、災害時における避難場所や地域住民の交流の場となる公園・緑地の整備充実を推進するとともに、良好な緑の保全と積極的な緑の創出を図ります。また、緑などの自然が有する多様な機能を活用して地域の課題を解決する「グリーンインフラ」の取り組みを推進します。

4-2 整備方針

(1) 公園・緑地の整備

① 緑の核となる公園の整備充実

【総合公園】

- 野々市中央公園は、規模拡張によりスポーツ施設機能などを拡充し、市民の交流、スポーツ・レクリエーション、広域防災の拠点としての役割を担う公園として整備を推進します。

【地区公園、近隣公園】

- 押野中央公園、野々市南部公園、あらみや公園、つばきの郷公園は、緑の拠点並びに市民のレクリエーションや憩いの場として、機能充実を図ります。

② 身近な公園、広場の整備充実

【街区公園など】

- 市民の日常生活に密着した街区公園などは、新たな住宅地整備や地区のまちづくりなどにあわせて、配置のバランスを考慮し計画的な整備を進めます。
- 施設の老朽化などが目立つ公園は長寿命化計画に基づき、幼児や高齢者などへの対応や災害時の避難場所としての活用も考慮して再整備を図ります。

【歴史公園】

- 御経塚史跡公園及び末松廃寺跡公園は、再整備などを行いながら後世に継承するとともに、身近に歴史を学ぶことができる場として活用を図ります。

③ 地域に密着した公園づくり

- 高齢者から子供まで誰もが安全・安心に利用できるよう配慮するとともに、本市の特色を活かした公園づくりに努めます。
- 市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」などを活用した公園の維持・管理の取り組みにより、地域に密着した公園づくりに努めます。

（２）緑の多い住環境づくり

① 環状緑地軸の形成

- 拠点となる公園や都市計画道路木呂川緑道線、幹線道路の歩道、河川・用水沿いの遊歩道などを活用し、市街地を環状につなぐ緑地軸の形成を図ります。
- 災害時の避難路、うるおいのある緑陰空間の創出をはじめ、市民の健康づくりや歴史散策などに寄与する回遊性の高いネットワークの形成により、市民が歩いて暮らせる都市づくりを推進します。

② 公共施設の緑化の推進

- 主要な公共施設、幹線道路沿道などにおいて、うるおいのある景観形成を考慮した緑化を推進し、地域に開かれたスペースの確保に努めます。

③ 民有地の緑化の推進

- 住宅地などにおいては、地区計画や緑地協定など、市民主体の緑のまちづくりを促進し、日常生活における身近な緑の増加に努めます。
- 大規模な開発においては、「野々市市建築・開発指導要綱」に基づき事業主に対して公園・緑地などの設置を指導し、民有地の緑化を推進します。

（３）地域の緑の保全

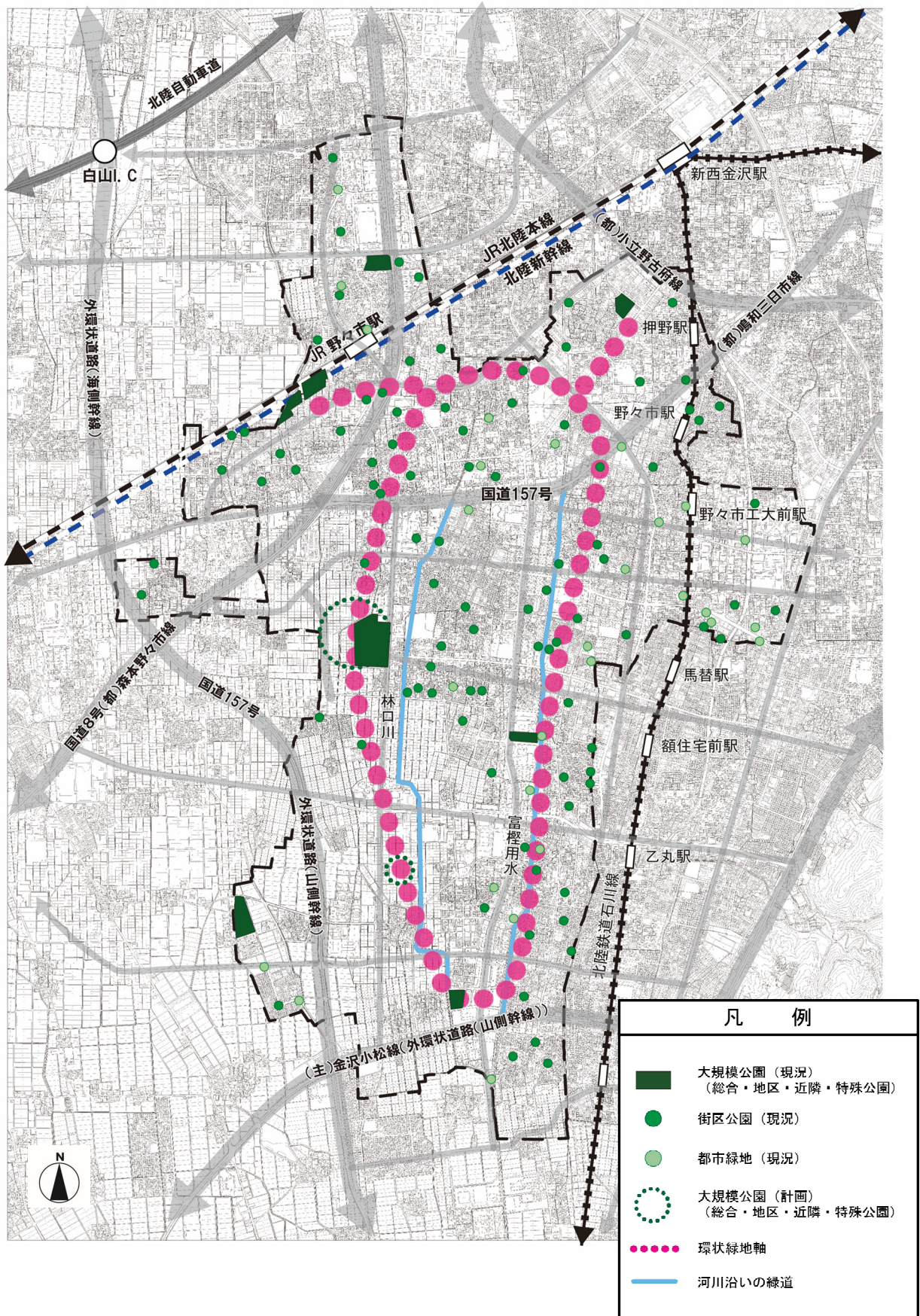
① 農地の保全

- 農地は、良好なまとまりのある緑として、農業施策と連携しながら、機能の保全に努めます。

② 歴史的な緑の保全

- 神社などにある歴史的に貴重な緑の保全と活用を推進し、地域の歴史・文化資源と連携した緑の創出を図ります。

【公園・緑地の整備方針図】



5. 河川・上下水道の整備方針

5-1 基本的な考え方

河川や上下水道は、快適な都市環境の形成を支える基盤施設として、また、近年激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害に対して防災・減災に資する強靱な基盤づくりのための整備を推進し、市民の安全性の確保に努めます。

5-2 整備方針

(1) 浸水対策の強化

- 河川・用排水整備のみならず、水害を軽減させるため、流域全体のあらゆる関係者（国、県、市、企業、市民）が協働し治水対策に取り組む施策「流域治水」を推進していきます。
- 安原川、高橋川及びその他の河川・用水は、緊急性などを鑑みながら、必要な河川改修、治水対策を講じ、都市の防災性・安全性の向上に努めます。
- 道路側溝などに集まった雨水を河川へ排除するための雨水幹線（下水道）は、緊急性などを鑑みながら、必要な改修などを講じ、都市の防災性や安全性向上に努めます。

(2) 上下水道

- 上水道事業は、石川県水道用水供給事業とも連携を図りながら、引き続き安全で安定した水道水の供給に努めます。また、適切な事業運営や維持管理体制の強化により持続可能な事業を目指すとともに、管路網の耐震化や応急給水・応急復旧対策の充実を図るなど、強靱な水道を目指します。
- 公共下水道事業は、2030（令和12）年度の事業完了に向け順次事業を推進しており、今後も計画目標の達成を目指すとともに、新たな市街地における整備なども含めて、効率的な事業の推進を図ります。
- 河川、水路の水質浄化をさらに促進するため、各家庭から下水道への速やかな接続に向けて積極的な啓発活動を図ります。

6. 良好な都市環境形成の方針

6-1 基本的な考え方

本市の水や緑などの良好な都市環境を次世代に引き継いでいくため、より一層の環境保全施策を推進し、環境にやさしい持続可能な都市づくりを目指します。

6-2 整備方針

(1) 環境の保全

① 環境負荷の小さい都市づくり

- 環境負荷の小さい集約型都市構造の実現に向けて、公共交通機関の利便性向上を図るとともに、ゆとりとuringおいあるみちづくりによる徒歩・自転車利用の促進を図ります。
- 国が目指すカーボンニュートラルの実現について、本市においても事業者などと連携しながら、温室効果ガスの排出の抑制などのための取り組みを推進します。

② コミュニティレベルでの環境改善活動

- 生活から排出されるゴミなどは、普及啓発により市民一人ひとりの意識の高揚を図り、3R（ごみの発生抑制、再使用、ごみの再生利用）の取り組みを促進し、循環型社会の実現を目指します。
- 市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」などによる地域環境の美化や美しい街並みづくりなど、コミュニティレベルでの取り組みを支援します。

③ 公害の対応

- 市民や事業者への公害防止のための意識啓発を継続的に実施するとともに、騒音、振動に対する市民からの意見があった場合には対象事業者に必要な応じて指導を実施します。

④ 自然的空間の保全

- 地下水のかん養策の検討や多様な生き物が生息できる空間を確保するため、国や県の指針に基づきながら、公園や河川・用水の水辺、農地などの自然的空間の保全を図ります。

(2) 良好な生活環境の創出

① 快適環境の創造

- 快適な生活環境を確保していくため、道路、公園緑地、上下水道などの都市基盤施設の整備充実を図ります。

② 緑による快適な空間の創出

- 商業施設や工場の敷地内緑化、一般住宅における前庭緑化や生垣設置により緑化を推進するとともに、環状緑地軸も含め、質の高い快適な空間の創出を図ります。

③ 市営墓地の整備

- 市内の市営墓地について、計画的に整備を推進します。

7. 都市景観形成の方針

7-1 基本的な考え方

本市は、「石川県景観計画」における景観計画区域に指定されており、同計画において定められた景観形成基準に基づき、市域内に点在する自然環境や歴史・文化などの景観資源の保全と活用を図るとともに、良好な景観形成を推進し、市民、事業者、行政が一体となって本市の魅力ある都市景観形成を目指します。

7-2 整備方針

(1) 本市の特性を活かした景観づくり

① 地域の顔づくり

- 地域の景観形成にあたっては、本市の自然・歴史・文化などから育まれた良質なデザインや色彩などを踏まえ、地域の特色を活かした景観づくりに努めます。
- 多くの市民や来訪者が利用する駅や公共施設などについては、緑化の推進や市民が楽しめるオープンスペースの創出などにより、良好な景観の維持・形成を図ります。

② 歴史的景観の保全・育成

- 本市の歴史を物語る資源である、喜多家住宅をはじめとする旧北国街道の街並みについては、景観的な側面からもその価値を認識し、保存と活用を図ります。
- 御経塚遺跡や末松廃寺跡、その他の史跡や文化財などは、公園的活用と併せた修景整備により、魅力ある景観形成を図ります。

③ 幹線道路沿道の秩序ある景観形成

- 幹線道路は、季節感を演出する美しい街路樹の植栽などにより、緑豊かな景観づくりを推進するとともに、無電柱化に向けた検討や沿道建築物、屋外広告物の適切な景観誘導を図ります。

④ 商業地におけるにぎわいのある景観形成

- 商業地は、建築物のデザインや色彩、屋外広告物などの適切な誘導により、統一感のある商業地にふさわしい景観の創出を図ります。

⑤ 住宅地の景観整備の推進

- 住宅地は、前庭緑化や生垣設置などによる緑豊かな景観の創出、また、地区計画、建築協定や緑地協定などを活用しながら、ゆとりとうるおいのある景観形成を図ります。
- 管理不全な空き家は、景観の悪化や建物の倒壊により災害の危険性が高まることから、所有者などによる適切な管理を進めます。

⑥ 学術・研究機関の親しみのある景観の維持

- 大学や研究機関は、地域の景観を特色づける要素であることから、オープンスペースや緑化など地域に開放された親しみのある景観の維持を図ります。

⑦ 農地や水辺などのうるおいのある景観の形成

- 農地は、農業施策と連携しながら、ゆとりやうるおいを感じさせる景観要素として保全に努めます。
- 本市内を流れる河川や用水についても、市民と行政が協定を結び、地域の公共施設を住民が里親となって管理を行う「まち美化プログラム（アダプトプログラム）」などによる水質の浄化や清掃・美化活動により、うるおいのある水辺景観の形成に活用します。

（２）景観まちづくりへの取り組み**① 景観づくりへの市民参画の促進**

- 地域ごとの特性や魅力を活かした景観形成を推進するため、景観に関するシンポジウムやワークショップなどを実施するほか、地域住民の理解と協力のもとに、市民の主体的な景観づくり活動を支援し、地域の個性豊かな景観形成の誘導を図ります。

② 景観計画の策定

- 本市の魅力や特性を活かした景観づくりと個性豊かな美しいまちの創造、そして市民、行政、事業者が一体となって景観づくりを推進していくための指針として、景観計画の策定を検討します。

8. 安全・安心な都市環境の方針

8-1 基本的な考え方

地震災害や風水害などから市民の生命と財産を守り、安心して暮らせるように、災害に対する強靱な都市づくりや防犯に配慮した都市づくりを推進します。

8-2 整備方針

(1) 災害に対して強靱な都市づくり

① 都市基盤及び公共施設の耐震化・長寿命化

- 道路、橋梁、上下水道施設などの主な都市基盤をはじめ、多くの市民が利用する公共施設は、耐震化や適切な維持管理による長寿命化により、自然災害のリスクへの対応をはじめ、平時から破損や破断、崩落などの予防を図ります。

② 市民・事業者などと協働で進める災害に強い都市づくり

- 一般住宅や店舗、工場などの民間建築物の耐震化を促進することで、災害リスクへの対応を図ります。
- 市街地での火災発生時における延焼防止を図るため、一定規模以上の開発においては消火栓や防火水槽などの整備を促進します。

③ 安全な避難地・避難路の確保

- 防災拠点として、必要に応じた野々市中央公園の拡充整備を推進するとともに、一時的避難場所となる公園などの適正な配置など、防災設備の充実を検討します。
- 緊急輸送道路（県指定）に位置づけられている国道8号や国道157号、（主）金沢小松線などは、関係機関と連携しながら、引き続きその機能の維持を図ります。
- 市街地内における円滑な緊急車両の通行、消防活動、安全な避難路の確保に向け、住宅が密集している地域における狭隘道路の解消や隅切りの設置などを推進します。

④ ライフラインなどの確保

- 災害時の救援、復興を適切に実行するために不可欠な電気、通信、上下水道などにおける施設の耐震化などに取り組むとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- 円滑な消火活動を支えるための消防水利の充実と適正配置を推進します。

⑤ 浸水対策の推進

- 台風時の豪雨などによる浸水被害を軽減するため、手取川・犀川水系における流域治水に関係機関と連携し取り組むとともに、市内下水道の雨水幹線整備や地下道冠水対策を推進します。
- 内水氾濫に対しては、用排水路の整備や雨水調整池の整備などを推進するとともに、内水ハザードマップの作成などにより、内水による浸水被害の最小化に取り組めます。
- 調整池の適切な設置や、保水・浸透機能を持つ農地や緑地の保全・創出などによるグリーンインフラを活用した浸水対策を検討します。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、施設利用者の確実な避難を確保するため、施設管理者などによる避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進します。

⑥ 雪害対策の推進

- 大雪時に安全な道路ネットワークを確保するために、関係機関や民間事業者と連携しながら、除雪体制の確保に努めていきます。
- 除雪機械の計画的な更新や消融雪施設の整備・更新により、雪に強い道路整備を推進し、冬期間の円滑な道路交通を確保します。

(2) 防犯に配慮した都市づくり

① 防犯に配慮した都市空間の整備

- 夜間の犯罪を防止するための街路灯の増設や防犯カメラの設置を推進し、犯罪の発生しにくい環境整備を図ります。
- 公共施設の整備にあたっては、見通しの良い空間を確保するなど、防犯の観点を取り入れます。

(3) 新たな感染症対策に対応した都市づくり

① 避難所などにおける感染症対策

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所において衛生・防疫体制を整備することができるよう、関係機関と連携を図りながら適切に感染症対策を行います。
- 避難所の過密を避けるため、指定避難所以外の公共施設、民間施設、オープンスペースなどの各種施設などについて避難所としての活用を検討するなど様々な避難環境の確保を図ります。

② 多様な移動手段の確保

- 通勤・通学や買い物などの移動時において、密集・密接を避けるため、公共交通だけでなく、自転車や徒歩などの多様な移動手段の確保やその環境整備を推進します。

9. 高度な情報通信技術を活用した都市づくりの方針

9-1 基本的な考え方

近年、国では、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）をはじめとする新技術の活用によるデジタル化を推進し、人口減少、高齢化、災害、感染症リスクなどの様々な社会の課題解決を行う、持続可能な社会を目指しています。

また、まちづくりの分野においても新技術の活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

本市においても、長期的な展望として、ICT（情報通信技術）などの活用により、市民がより安全・安心、快適に暮らし続けられる環境づくりの実現を目指していくものとします。年々進化する技術の中で本市に最適な技術の選定・検討を行う必要があります。

9-2 分野別の方針

（1）交通分野

① ICT サービスによる公共交通の利便性向上

- 公共交通について、ICT 技術を活用し、リアルタイムにバスの位置情報や混雑状況などを把握できるシステムの運用などにより、さらなる利便性向上を目指します。

（2）防災分野

① 災害情報の周知

- 災害状況や避難場所などの災害時の情報について、瞬時に伝達するシステムの構築により、より安全な避難行動の誘導や減災力の強化を目指します。
- 路面状況画像の AI 解析による、道路の積雪や凍結状況などの情報発信や、除雪作業の効率化など、冬期における交通安全対策の強化を目指します。

（3）行政分野

① ICT サービスによる地域コミュニティの活性化

- スマートフォンやタブレットなどを用いて、地域の情報の取得や災害時の安否確認が可能なツール「結ネット」の普及により、地域コミュニティの活性化や利便性向上を目指します。
- 感染症拡大などの影響下において、多人数でのイベント開催などが困難な状況でも、オンラインを活用した継続的な開催に努めるなど、各種地域活動やコミュニティの持続化を目指します。

② 行政手続きのオンライン化

- 行政手続きのオンライン化を推進し、事務手続きの効率化や来庁者の待ち時間の短縮などにより、窓口サービスの向上を目指します。

③ 都市づくりの DX（デジタルトランスフォーメーション）推進

- まちづくりに関する情報のデータ化などのデジタル技術の活用推進により、まちづくりに関する施策や課題の解決を目指します。
- 都市づくりの分野において、現実の都市をサイバー空間上に再現し、可視化・分析・シミュレーションなどが可能となる 3D 都市モデルの活用により、高度な都市づくりを目指します。

④ 公共施設の ICT 環境の充実

- まちづくりの拠点となる公共施設の ICT（情報通信技術）環境の充実により、市民の利便性向上を図ります。